

諮問庁：防衛大臣

諮問日：令和4年11月22日（令和4年（行情）諮問第656号ないし同第658号及び同第663号ないし同第665号）

答申日：令和5年3月23日（令和4年度（行情）答申第660号ないし同第665号）

事件名：「通達一覧 平成28年 航空幕僚監部」の一部開示決定に関する件
「通達一覧 平成28年 航空幕僚監部」の一部開示決定に関する件
「通達一覧 平成29年 航空幕僚監部」の一部開示決定に関する件
特定期間の航空幕僚長通達一覧の一部開示決定に関する件
特定期間の航空幕僚長通達一覧の一部開示決定に関する件
特定期間の航空幕僚長通達一覧の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる24文書（以下、順に「本件対象文書1」ないし「本件対象文書24」といい、併せて「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした各決定について、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分は、不開示とすることが妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく各開示請求に対し、平成28年8月29日付け防官文第15287号、平成29年3月6日付け同第2797号、同年8月30日付け同第12870号、令和2年3月9日付け同第3283号、同年8月31日付け同第13851号及び令和3年3月8日付け同第3481号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った各一部開示決定（以下、順に「原処分1」ないし「原処分6」といい、併せて「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、各審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである（なお、添付資料の内容は省略する。）。

(1) 審査請求書1（原処分1について）

ア 他にも文書が存在するものと思われる。

国の解釈によると、「行政文書」とは、「開示請求時点において、『当該行政機関が保有しているもの』」（別件の損害賠償請求事件

における国の主張)である。

そこで本件開示決定通知書で特定されたPDFファイル形式以外の電磁的記録形式が存在すれば、それについても特定を求めるものである。

イ 履歴情報の特定を求める。

本件開示決定通知書からは不明であるので、履歴情報が特定されていなければ、改めてその特定を求めるものである。

ウ 特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認を求める。

平成22年度(行情)答申第538号で明らかになったように、電子ファイルを紙に出力する際に、当該ファイル形式では保存されている情報が印刷されない場合が起こり得る。

これと同様に当該ファイル形式を他のファイル形式に変換する場合にも、変換先のファイル形式に情報が移行しない場合が設定等により技術的に起こり得るのである。

本件対象文書が当初のファイル形式を変換して複写の交付が行われている場合、本件対象文書の内容が、交付された複写には欠落している可能性がある。そのため、特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認を求めるものである。

エ 「本件対象文書の内容と関わりのない情報」(平成24年4月4日付け防官文第4639号)についても特定を求める。

平成24年4月4日付け防官文第4639号で示すような「本件対象文書の内容と関わりのない情報」との処分庁の勝手な判断は、法に反するので、本件対象文書に当該情報が存在するなら、改めてその特定と開示・不開示の判断を改めて求めるものである。

オ 一部に対する不開示決定の取消し。

記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

カ ファイル数の特定に誤りがあるものと思われる。

本件対象文書が本来の電磁気記録形式(原文ママ)でのファイル数は、開示決定通知書で特定された数より少ない可能性がある(原文ママ)ので、改めて特定すべきである。

キ 文書の特定が不十分である。

特定された電磁的記録がそれぞれの文書を構成しているのか(言い換えると特定文書が何ファイルで構成されているのか)、また各文書の枚数を開示決定通知書は明らかにしていないので、希望する文書の複写の交付を申請することができない。

(2) 審査請求書2(原処分2について)

上記（１）アないしオのとおり。

（３）審査請求書３（原処分３について）

上記（１）アないしオのとおり。

（４）審査請求書４（原処分４について）

ア 文書の特定が不十分である。

（ア）国の解釈によると、「行政文書」とは、「開示請求時点において、『当該行政機関が保有しているもの』」（別件の損害賠償請求事件における国の主張）である。

（イ）国が法の統一的な運用を確保するために作成した指針である「情報公開事務処理の手引」（平成３０年１０月 総務省行政管理局情報公開・個人情報保護推進室）は、「スキャナで読み取ってできた電磁的記録を交付する方法と既に保有している電磁的記録をそのまま交付する方法とがあることから、開示請求の手続の中で開示請求者にその旨教示し、対象となる行政文書をあらかじめ請求者に特定させる必要がある」（２０頁）と定めている。

（ウ）（ア）及び（イ）の理由から、開示決定においては特定された電磁的記録を開示請求者に予め特定させるためには、処分庁は開示決定時において開示請求者にそれを特定・明示する必要がある。

（エ）本件開示決定では具体的な電磁的記録形式が特定されず、また開示請求の手続の中で開示請求者にその旨教示されていないのは、国の指針に反するものであるから、改めてその特定及び教示が行われるべきである。

イ 変更履歴情報及びプロパティ情報等の特定を求める。

本件開示決定通知からは不明であるので、変更履歴情報（別紙２（略）で説明されているもの）及びプロパティ情報（別紙３（略）で説明されているもの）が特定されていなければ、改めてその特定を求めるものである。

ウないしオ 上記（１）ウないしオのとおり。

カ 不開示処分の対象部分の特定を求める。

「一部」という表現では、具体的な箇所を知ることができない。これでは内閣府情報公開・個人情報保護審査会（原文ママ）の審議において意見を申し立てるに当たって具体的な箇所の特定に支障が生じるものである。またこのような表現では、交付された複写に本来不開示とされていない箇所に誤って被膜が施されても審査請求人は確認することができない。

更に「情報公開事務処理の手引」が、「部分開示（部分不開示）の範囲（量）が明確になるように開示を実施する必要がある」（２４頁）と定めており、「部分開示（部分不開示）の範囲（量）が明確」

になっているかを確認する上でも不開示箇所の具体的な特定が求められる。

(5) 審査請求書5（原処分5について）

ア及びイ 上記（4）ア及びイのとおり。

ウ 特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認を求める。

平成22年度（行情）答申第538号で明らかになったように、電子ファイルを紙に出力する際に、当該ファイル形式では保存されている情報が印刷されない場合が起こり得る。

これと同様に当該ファイル形式を他のファイル形式に変換する場合にも、変換先のファイル形式に情報が移行しない場合が設定等により技術的に起こり得るのである。

本件対象文書が当初のファイル形式を変換して複写の交付が行われている場合、本件対象文書の内容が、交付された複写には欠落している可能性がある。そのため、特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認を求めるものである。

なお本件申立て時には開示実施を受けていないが、過去の例から処分庁の開示の実施が申立可能期間を過ぎた後に行われる場合があるので、事前に申し立てる次第である。

エ及びオ 上記（1）エ及びオのとおり。

カ 上記（4）カのとおり。

キ 複写媒体としてDVD-Rの選択肢の明示を求める。

開示決定通知書に明示されていないので、法に従い、複写媒体としてDVD-Rが選択できるよう改めて決定を求める。

(6) 審査請求書6（原処分6について）

上記（5）のとおり。

(7) 意見書1（略）

(8) 意見書2（添付資料は省略する。）

ア 意見1：対象文書の電磁的記録形式の特定とその教示が行われなければならない。

国の統一指針である「情報公開事務処理の手引」（平成30年10月 総務省行政管理局情報公開推進室（原文ママ））は、電磁的記録の開示実施にあたっては以下の通り定めている。

文書又は図画について、スキャナで読み取ってできた電磁的記録を交付する方法と既に保有している電磁的記録をそのまま交付する方法とがあることから、開示請求の手続の中で開示請求者にその旨教示し、対象となる行政文書をあらかじめ請求者に特定して頂いておくことが必要である。（20頁）

上記指針に従い、法の所管官庁である総務省も、Word形式で保有する文書を特定し、開示するとの決定を行っている【別紙1（略）】。また諮問庁も過去における開示決定（防官文第980号）【別紙2（略）】でWordファイルを特定・明示している。

本件決定において諮問庁は、電磁的記録に関して特定及びその教示を行っておらず、国の統一指針に反しているため、この点についてやり直すべきである。

イ 意見2：本件対象文書には「本件対象文書の内容と関わりのない情報」が存在する。

諮問庁の説明によれば、複写の交付に当たっては、開示請求者が電磁的記録の複写を請求しても、「文書の内容と関わりのない情報」の付随を避ける必要な措置として、一旦用紙に印刷して、その印刷物をスキャナで取り込むという、開示請求者が指定した開示実施方法と異なる方法で複写の交付が恒常的に行われている【別紙3（略）】。

以上の理由から、「本件対象文書の内容と関わりのない情報」が存在することは明らかで、これについても開示・不開示の判断が改めて行われるべきである。

ウ 意見3：「履歴情報」とは別紙4（略）で説明されている機能で記録された情報である。

審査請求人が主張する「履歴情報」とは、別紙4（略）で説明されている機能を利用して記録された情報である。

この点を諮問庁は理解せず、存在しないと主張しているかもしれないので、改めて確認を求めるものである。

エ 意見4：「保存されている状態になく」という諮問庁の主張が事実か、審査会は電磁的記録を提出させて確認するべきである。

諮問庁は過去において「所蔵しても所有せず」との理屈を基に保存している文書の不開示決定を行っている【別紙5（略）】。

こうした諮問庁の態度を鑑みれば、「保存されている状態になく」という主張を真に受けるべきでなく、審査会は諮問庁に当該文書（電磁的記録）を提出させ、確認するべきである。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

本件各開示請求は、別紙の3に掲げる6文書（以下、併せて「本件請求文書」という。）の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として本件対象文書を特定し、平成28年8月29日付け防官文第15287号、平成29年3月6日付け同第2797号、同年8月30日付け防官文第12870号、令和2年3月9日付け同第3283号、同年8月31

日付け同第13851号及び令和3年3月8日付け同第3481号により、法5条1号、3号、4号及び6号柱書きに該当する部分を不開示とする各一部開示決定処分（原処分）を行った。

本件審査請求は、原処分に対して提起されたものである。

なお、本件各審査請求について、各審査請求が提起されてから情報公開・個人情報保護審査会への諮問を行うまでに約6年1か月、約5年7か月、約5年、約2年7か月、約2年1か月及び約1年8か月を要しているが、その間多数の開示請求に加え、開示請求の件数を大幅に上回る大量の審査請求が提起され、それらにも対応しており、諮問を行うまでに長期間を要したものである。

2 法5条該当性について

(1) 原処分1ないし原処分3について

原処分1ないし原処分3において不開示とした部分及び不開示とした理由は、別表の番号1ないし15のとおりであり、本件対象文書1ないし本件対象文書3のうち、法5条3号に該当する部分を不開示とした。

(2) 原処分4ないし原処分6について

原処分4ないし原処分6において不開示とした部分及び不開示とした理由は、別表の番号16ないし86のとおりであり、本件対象文書4ないし本件対象文書24のうち、法5条1号、3号、4号及び6号柱書きに該当する部分を不開示とした。本件審査請求を受け、本件対象文書の同条該当性を改めて検討した結果、不開示とした部分のうち別紙の2に掲げる部分は、同条3号に該当せず、開示することとした。そのほかの部分については、原処分のとおり同条1号、3号、4号及び6号柱書きに該当するため不開示とした。

3 審査請求人の主張について

(1) 原処分1について

ア 審査請求人は、「他にも文書が存在するものと思われる。」として、PDFファイル形式以外の電磁的記録形式についても特定・明示するよう求めるが、本件対象文書の電磁的記録はいわゆる表計算ソフトにより作成された文書であり、PDFファイル形式以外の電磁的記録を特定している。

イ 審査請求人は、「履歴情報の特定を求める」とともに、「本件対象文書の内容と関わりのない情報」（平成24年4月4日付け防官文第4639号）についても特定を求める」として、いわゆる変更履歴情報及びプロパティ情報等についても特定し、開示・不開示を判断するよう求めるが、それらは、いずれも防衛省において業務上必要なものとして利用又は保存されている状態になく、法2条2項の行政文書に該当しないため、本件開示請求に対して特定し、開示・不開示の判

断を行う必要はない。

ウ 審査請求人は、「特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複製しているか確認を求める」としているが、本件対象文書と開示を実施した文書の内容を改めて確認したところ、欠落している情報はなく、開示の実施は適正に行われていることを確認した。

エ 審査請求人は、「一部に対する不開示決定処分の取消し」として、支障が生じない部分について開示を求めるが、原処分においては、本件対象文書1の法5条該当性を十分に検討した結果、上記2(1)のとおり、本件対象文書1の一部が同条3号に該当することから当該部分を不開示としたものであり、その他の部分については開示している。

オ 審査請求人は、「ファイル数の特定に誤りがあるものと思われる」として、改めて特定するよう求めるが、原処分において特定した電磁的記録が全てである。

カ 審査請求人は、「文書の特定が不十分である」として、特定文書が何ファイルで構成されまた各文書の枚数を開示決定通知書で明らかにするよう求めるが、法その他の関係法令において、そのようなことを義務付けるような趣旨の規定はないことから、当該内容を明示することはしていない。

キ 以上のことから、審査請求人の主張にはいずれも理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

(2) 原処分2について

アないしウ 上記(1)アないしウのとおり。

エ 審査請求人は、「一部に対する不開示決定処分の取消し」として、支障が生じない部分について開示を求めるが、原処分においては、本件対象文書2の法5条該当性を十分に検討した結果、上記2(1)のとおり、本件対象文書2の一部が同条3号に該当することから当該部分を不開示としたものであり、その他の部分については開示している。

オ 上記(1)キのとおり。

(3) 原処分3について

アないしウ 上記(1)アないしウのとおり。

エ 審査請求人は、「一部に対する不開示決定処分の取消し」として、支障が生じない部分について開示を求めるが、原処分においては、本件対象文書3の法5条該当性を十分に検討した結果、上記2(1)のとおり、本件対象文書3の一部が同条3号に該当することから当該部分を不開示としたものであり、その他の部分については開示している。

オ 上記(1)キのとおり。

(4) 原処分4について

ア 審査請求人は、「文書の特定が不十分である」として、電磁的記録

形式の特定及び教示を行うよう求めるが、法その他の関係法令において、特定した電磁的記録の形式まで明示しなければならないことを義務付けるような趣旨の規定はないことから、当該電磁的記録の記録形式を特定し教示することは明示していない。

イ 審査請求人は、「変更履歴情報及びプロパティ情報等の特定を求める」及び「本件対象文書の内容と関わりのない情報」（平成24年4月4日付け防官文第4639号）についても特定を求める」として、変更履歴情報及びプロパティ情報等についても特定し、開示・不開示を判断するよう求めるが、それらは、いずれも防衛省において業務上必要なものとして利用又は保存されている状態になく、法2条2項の行政文書に該当しないため、本件開示請求に対して特定し、開示・不開示の判断を行う必要はない。

ウ 上記（1）ウのとおり。

エ 審査請求人は、「一部に対する不開示決定処分の取消し」として、支障が生じない部分について開示を求めるが、上記2（2）のとおり、本件対象文書4ないし本件対象文書9の法5条該当性を改めて検討した結果、不開示とした部分の一部を開示することとするが、その他の部分については、同条1号、3号、4号及び6号柱書きに該当することため不開示としたものである。

オ 審査請求人は、「不開示処分の対象部分の特定を求める」として、不開示箇所の具体的な特定を求めるが、原処分において不開示とした部分は開示決定通知書により具体的に特定されており、当該通知書の記載に不備はない。

カ 以上のことから、上記2（2）のとおり不開示とした部分の一部を開示することとするのを除き、審査請求人の主張にはいずれも理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

（5）原処分5について

アないしウ 上記（4）アないしウのとおり。

エ 審査請求人は、「一部に対する不開示決定処分の取消し」として、支障が生じない部分について開示を求めるが、上記2（2）のとおり、本件対象文書10ないし本件対象文書16の法5条該当性を改めて検討した結果、不開示とした部分の一部を開示することとするが、その他の部分については、同条1号、3号、4号及び6号柱書きに該当することため不開示としたものである。

オ 上記（4）オのとおり。

カ 審査請求人は、「複写媒体としてDVD-Rの選択肢の明示を求める」としているが、当該主張は開示の実施の方法に係る不服であって、法19条1項に基づいて諮問すべき事項にあたらぬ。

キ 上記（４）カのとおり。

（６）原処分６について

アないしウ 上記（４）アないしウのとおり。

エ 審査請求人は、「一部に対する不開示決定処分の取消し」として、支障が生じない部分について開示を求めるが、上記２（２）のとおり、本件対象文書１７ないし本件対象文書２４の法５条該当性を改めて検討した結果、不開示とした部分の一部を開示することとするが、その他の部分については、同条１号、３号、４号及び６号柱書きに該当することため不開示としたものである。

オないしキ 上記（５）オないしキのとおり。

第４ 調査審議の経過

当審査会は、本件各諮問事件について、以下のとおり、併合し、調査審議を行った。

- ① 令和４年１１月２２日 諮問の受理（令和４年（行情）諮問第６５６号ないし同第６５８号及び同第６６３号ないし同第６６５号）
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受（同上）
- ③ 同年１２月１５日 審議（同上）
- ④ 同月２３日 審査請求人から意見書１を收受（同上）
- ⑤ 令和５年１月２３日 審査請求人から意見書２及び資料を收受（同上）
- ⑥ 同年２月１６日 本件対象文書の見分及び審議（同上）
- ⑦ 同年３月１６日 令和４年（行情）諮問第６５６号ないし同第６５８号及び同第６６３号ないし同第６６５号の併合並びに審議

第５ 審査会の判断の理由

１ 本件各開示請求について

本件各開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書を特定し、その一部を法５条１号、３号、４号、５号及び６号柱書きに該当するとして不開示とする各決定（原処分）を行った。

これに対して審査請求人は、不開示部分の開示等を求めているところ、諮問庁は、別紙の２に掲げる部分を新たに開示するが、その余の不開示部分（以下「本件不開示維持部分」という。）については、なお不開示とすべきとしている。

そこで、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件不開示維持部分の不開示情報該当性について検討する。

２ 本件不開示維持部分の不開示情報該当性について

（１）個人に関する情報

別表の番号28, 49及び74欄に掲げる不開示部分は、これらの情報を公にすると、原処分で開示されている文書日付等他の情報と照合することにより、本件記載に係る事情を承知している者等の関係者にとっては、本件記載に係る個人等を相当程度特定することが可能となり、その結果、一般的に他人に知られることを忌避すべき、特定の事案に係る情報が判明することとなり、個人の権利利益を害するおそれがあることから、これらの情報は法5条1号本文後段に該当すると認められる。

また、当該不開示部分に記載のある事案については、公表慣行があるとは認められないので、法5条1号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められないので、同号に該当し、不開示としたことは妥当である。

(2) 自衛隊の態勢、能力等に関する情報

別表の番号1, 3ないし5, 7ないし12, 14, 15, 17, 18, 20ないし25, 27, 30, 31, 33, 35, 36, 38, 39, 41ないし46, 48, 51, 52, 54, 55, 57, 58, 60, 61, 63, 64, 66, 67ないし71, 73, 76, 77, 79, 80及び82ないし85欄に掲げる不開示部分のうち、別紙の2に掲げる部分を除く部分には、自衛隊の情報収集・警戒監視、訓練内容、部隊の運用、情報保全、特定の機体等に関する情報が記載されているものと認められる。

原処分で文書日付が開示されていることを踏まえると、当該部分を公にすることにより、各時点における自衛隊の情報収集・警戒監視に関する態勢・計画、訓練内容、部隊の運用態勢、情報保全施策及び通信の運用要領並びに特定の機体の状況等が推察され、自衛隊の活動を阻害しようとする相手方をして対抗措置を講ずることを可能ならしめるなど、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、同条5号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(3) 他国に関する情報

別表の番号2, 6, 13, 16, 26, 29, 34, 37, 47, 50, 56, 59, 62, 72, 75及び81欄に掲げる不開示部分には、他国との情報交流等に関する情報が記載されているものと認められる。

当該部分は、これを公にすることにより、当該他国との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示としたことは妥当である。

(4) 捜査に関する情報

別表の番号32, 53及び78欄に掲げる不開示部分には, 特定の事案に係る捜査に関する情報が記載されているものと認められる。

原処分で文書日付が開示されていることを踏まえると, 当該不開示部分を公にすることにより, 特定の事案に関する捜査の状況が推察され, 公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので, 法5条4号に該当し, 不開示とすることが妥当である。

(5) 自衛隊が支援する事業に関する情報

別表の番号19, 40, 65及び86欄に掲げる不開示部分には, 自衛隊による自衛隊以外の組織等への協力事業等に関する情報が記載されているものと認められる。

当該不開示部分は, これを公にすることにより, 自衛隊及び自衛隊が協力した組織等に対して, 外部から干渉を受ける等, 当該事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるので, 法5条6号柱書きに該当し, 不開示としたことは妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は, 当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件各一部開示決定の妥当性について

以上のことから, 本件対象文書につき, その一部を法5条1号, 3号, 4号, 5号及び6号柱書きに該当するとして不開示とした各決定については, 諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分は, 同条1号, 3号, 4号及び6号柱書きに該当すると認められるので, 同条5号について判断するまでもなく, 不開示とすることが妥当であると判断した。

(第4部会)

委員 小林昭彦, 委員 白井玲子, 委員 常岡孝好

別紙

1 本件対象文書

- (1) 通達一覧 平成28年 航空幕僚監部
- (2) 通達一覧 平成28年 航空幕僚監部
- (3) 通達一覧 平成29年 航空幕僚監部
- (4) 通達一覧 平成28年 航空幕僚監部
- (5) 通達一覧 平成29年 航空幕僚監部
- (6) 平成30年通達一覧(30.1.1~6.30) 平成30年 航空幕僚監部
- (7) 平成30年通達一覧(30.7.1~12.31) 平成30年 航空幕僚監部
- (8) 通達一覧(31.1.1~令和元年6月30日)
- (9) 通達一覧(令和元年7月1日~令和元年12月31日)
- (10) 通達一覧 平成28年 航空幕僚監部
- (11) 通達一覧 平成29年 航空幕僚監部
- (12) 平成30年通達一覧(30.1.1~6.30) 平成30年 航空幕僚監部
- (13) 平成30年通達一覧(30.7.1~12.31) 平成30年 航空幕僚監部
- (14) 通達一覧(31.1.1~令和元年6月30日)
- (15) 通達一覧(令和元年7月1日~令和元年12月31日)
- (16) 通達一覧(令和2年1月1日~令和2年6月30日)
- (17) 通達一覧 平成28年 航空幕僚監部
- (18) 通達一覧 平成29年 航空幕僚監部
- (19) 平成30年通達一覧(30.1.1~6.30) 平成30年 航空幕僚監部
- (20) 平成30年通達一覧(30.7.1~12.31) 平成30年 航空幕僚監部
- (21) 通達一覧(31.1.1~令和元年6月30日)
- (22) 通達一覧(令和元年7月1日~令和元年12月31日)
- (23) 通達一覧(令和2年1月1日~令和2年6月30日)
- (24) 通達一覧(令和2年7月1日~令和2年12月31日)

2

文書7, 文書13及び文書20のそれぞれ25枚目のうち, 空幕通第165号, 空幕通第176号及び空幕通第189号のそれぞれの件名

3 本件請求文書

- (1) 2016年1月1日～6月末日間に発令された航空幕僚長通達の一覧。
*電磁的記録が存在する場合、その履歴情報も含む。
- (2) 2016年1月1日～12月末日間に発令された航空幕僚長通達の一覧。
*電磁的記録が存在する場合、その履歴情報も含む。
- (3) 2017年1月1日～6月末日間に発令された航空幕僚長通達の一覧。
- (4) 航空幕僚長通達の一覧(2016年1月～2019年12月)、及び当該文書を綴っている行政文書ファイル等に綴られた他の文書の全て。
- (5) 航空幕僚長通達の一覧(2016年1月～2020年6月)、及び当該文書を綴っている行政文書ファイル等に綴られた他の文書の全て。
- (6) 航空幕僚長通達の一覧(2016年1月～2020年12月)、及び当該文書を綴っている行政文書ファイル等に綴られた他の文書の全て。

別表

番号	本件対象 文書	不開示とした部分		不開示とした理由
1	文書1	30枚目ないし32枚目	空幕通第48号，空幕通第99号，空幕通第100号，空幕通第109号及び空幕通第163号の件名	自衛隊の通信の保全に関する情報であり，これを公にすることにより，航空自衛隊の通信の保全要領が推察され，自衛隊の任務の効果的な遂行に支障をおよぼし，ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから，法5条3号に該当するため不開示とした。
2		37枚目	空幕運第117号の件名の一部	他国に関する情報であり，これを公にすることにより，我が国と当該他国との間の信頼が損なわれるおそれがあることから，法5条3号に該当するため不開示とした。
3			空幕情第302号及び空幕情第483号の件名のそれぞれ一部	自衛隊の情報収集に関する情報であり，これを公にすることにより，自衛隊の情報収集の要領が推察され，自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし，ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから，法5条3号に該当するため不開示とした。
4			48枚目	空幕整第848号の件名

				にすることにより，サミットの警備状況が推察され，自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし，ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから，法5条3号に該当するため不開示とした。
5	文書2	5 1 枚目ないし5 5 枚目	空幕通第48号，空幕通第70号，空幕通第99号，空幕通第100号，空幕通第109号，空幕通第163号，空幕通第220号，空幕通第227号，空幕通第256号，空幕通第258号，空幕通第277号及び空幕通第286号のそれぞれの件名	航空自衛隊の通信の保全に関する情報であり，これを公にすることにより，自衛隊の通信の保全要領が推察され，自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし，ひいては我が国の安全が害されるおそれがあることから，法5条3号に該当するため不開示とした。
6		6 4 枚目，6 6 枚目及び6 7 枚目	空幕情第117号，空幕情第1067号及び空幕通第1401号のそれぞれの一部	他国に関する情報であり，これを公にすることにより，我が国と当該他国との信頼関係が損なわれるおそれがあることから，法5条3号に該当するため不開示としました。
7		6 4 枚目	空幕情第30	航空自衛隊の情報収集

			2号及び空幕通第483号の件名のそれぞれ一部	に関する情報であり、これを公にすることにより、航空自衛隊の情報収集の要領が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
8		79枚目	空幕整第848号の件名	自衛隊の運用に関する情報であり、これを公にすることにより、サミットの警備状況が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
9	文書3	27枚目ないし29枚目	空幕通第17号、空幕通第35号、空幕通第66号、空幕通第69号及び空幕通第155号の件名	航空自衛隊の通信の保全に関する情報であり、これを公にすることにより、航空自衛隊の通信の保全要領が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示としました。
10		29枚目	空幕通第134号及び空幕	航空自衛隊の通信システムに関する情報であ

			通第141号の件名のそれぞれ全部	り、これを公にすることにより、航空自衛隊の通信要領等が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全が害されるおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
11		35枚目及び36枚目	空幕情第212号、空幕情第521号及び空幕情第676号の件名のそれぞれ一部	航空自衛隊の情報収集に関する情報であり、これを公にすることにより、航空自衛隊の情報収集の要領が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
12	文書4	51枚目ないし55枚目	空幕通第48号、空幕通第70号、空幕通第99号、空幕通第100号、空幕通第109号、空幕通第163号、空幕通第220号、空幕通第227号、空幕通第256号、空幕通第258号、空幕通	航空自衛隊の通信の保全に関する情報であり、これを公にすることにより、航空自衛隊の通信の保全要領が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全が害されるおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。

			第 2 7 7 号及び空幕通第 2 8 6 号のそれぞれの件名	
1 3		6 4 枚目, 6 6 枚目及び 6 7 枚目	空幕情第 1 1 7 号, 空幕情第 1 0 6 7 号及び空幕通第 1 4 0 1 号の件名のそれぞれ一部	他国に関する情報であり, これを公にすることにより, 我が国と当該他国との信頼関係が損なわれるおそれがあることから, 法 5 条 3 号に該当するため不開示としました。
1 4		6 4 枚目	空幕情第 3 0 2 号及び空幕通第 4 8 3 号の件名のそれぞれ一部	航空自衛隊の情報収集に関する情報であり, これを公にすることにより, 航空自衛隊の情報収集の要領が推察され, 自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし, ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから, 法 5 条 3 号に該当するため不開示とした。
1 5		7 9 枚目	空幕整第 8 4 8 号の件名	自衛隊の運用に関する情報であり, これを公にすることにより, サミットの警備状況が推察され, 自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし, ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから, 法 5 条 3 号に該当するため不開示とした。
1 6	文書 5	4 6 枚目及び 6 6 枚目	空幕防第 1 4 4 号の件名並	他国に関する情報であり, これを公にするこ

			びに空幕情第 1 1 9 2 号の 件名の一部	とにより，他国との信 頼関係が損なわれるお それがあることから， 法 5 条 3 号に該当する ため不開示とした。
1 7		4 9 枚目な いし 5 4 枚 目	空幕通第 1 7 号，空幕通第 3 5 号，空幕 通第 6 6 号， 空幕通第 6 9 号，空幕通第 1 5 5 号，空 幕通第 1 9 7 号，空幕通第 2 0 0 号，空 幕通第 2 0 5 号，空幕通第 2 1 4 号，空 幕通第 2 3 8 号，空幕通第 2 4 2 号及び 空幕通第 2 9 5 号のそれぞ れの件名並び に空幕通第 2 0 1 号の件名 の一部	航空自衛隊の通信の保 全に関する情報であ り，これを公にすること により，航空自衛隊 の通信の保全要領が推 察され，自衛隊の任務 の効果的な遂行に支障 を及ぼし，ひいては我 が国の安全を害するお それがあることから， 法 5 条 3 号に該当する ため不開示とした。
1 8		5 1 枚目	空幕通第 1 3 4 号及び空幕 通第 1 4 1 号 の件名のそれ ぞれ一部	航空自衛隊の通信シス テムに関する情報であ り，これを公にすること により，航空自衛隊 の通信要領等が推察さ れ，自衛隊の任務の効 果的な遂行に支障を及 ぼし，ひいては我が国 の安全が害されるおそ れがあることから，法

				5条3号に該当するため不開示とした。
19		62枚目	空幕運第542号の件名の一部	航空自衛隊が支援する事業に関する情報であり、これを公にすることにより、外部から干渉等の影響を受ける等、当該事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条6号柱書きに該当するため不開示とした。
20		63枚目ないし65枚目	空幕情第212号、空幕情第521号、空幕情第676号及び空幕情第985号の件名のそれぞれ一部	航空自衛隊の情報収集に関する情報であり、これを公にすることにより、航空自衛隊の情報収集の要領が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
21	文書6	29枚目及び30枚目	空幕通第72号、空幕通第108号及び空幕通第148号のそれぞれの件名	航空自衛隊の通信の保全に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の通信の保全要領が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。

2 2		3 5 枚目	空幕情第 2 4 0 号の件名の一部	航空自衛隊の情報収集に関する情報であり、これを公にすることにより、航空自衛隊の情報収集の要領が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法 5 条 3 号に該当するため不開示とした。
2 3	文書 7	2 5 枚目ないし 2 7 枚目	空幕通第 1 6 5 号、空幕通第 1 7 6 号、空幕通第 1 8 9 号、空幕通第 2 2 7 号、空幕通第 2 5 5 号、空幕通第 2 9 6 号、空幕通第 2 9 7 号及び空幕通第 3 0 7 号のそれぞれの件名	航空自衛隊の通信の保全に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の通信の保全要領が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法 5 条 3 号に該当するため不開示とした。
2 4		4 2 枚目	空幕察第 1 1 7 号の件名の一部	機体番号から各機体固有の損傷状況が判明し、航空自衛隊の運用要領が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法 5 条 3 号に該当するため不開示とした。

25	文書8	28枚目及び29枚目	空幕通第12号、空幕通第67号及び空幕通第84号の件名並びに空幕通第25号の件名の一部	自衛隊の通信運用に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の通信要領が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
26		28枚目	空幕通第47号の件名	他国の装備品に関する情報であり、これを公にすることにより、関係国との信頼が損なわれ、関係国と相互の信頼に基づき保たれている正常な関係に支障を生じさせるおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
27		33枚目	空幕運第61号の件名	防衛省・自衛隊の行動、運用及び教育・訓練に係る情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の運用要領、能力及び練度が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
28		47枚目	空幕法第20	個人に関する情報であ

			号の件名	り、特定の個人を識別され、又は特定の個人を識別することはできないが、これを公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあることから、法5条1号に該当するため不開示とした。
29	文書9	23枚目及び24枚目	空幕防第93号及び空幕装体第53号のそれぞれの件名	他国に関する情報であり、これを公にすることにより、他国との信頼関係が損なわれるおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
30		25枚目ないし27枚目	空幕通第43号、空幕通第54号、空幕通第91号、空幕通第107号、空幕通第108号、空幕通第109号、空幕通第110号、空幕通第111号、空幕通第113号、空幕通第142号、空幕通第159号、空幕通第173号、空幕通第181号、空幕通第18	自衛隊の通信運用に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の通信要領が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。

			3号, 空幕通第188号, 空幕通第193号及び空幕通第194号のそれぞれの件名	
31		30枚目	空幕運第183号の件名	防衛省・自衛隊の行動, 運用及び教育・訓練に係る情報であり, これを公にすることにより, 自衛隊の運用要領, 能力及び練度が推察され, 自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし, ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから, 法5条3号に該当するため不開示とした。
32		44枚目	空幕法第30号の件名	捜査に関する情報であり, これを公にすることにより, 公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあることから, 法5条4号に該当するため不開示とした。
33	文書10	51枚目ないし55枚目	空幕通第48号, 空幕通第70号, 空幕通第99号, 空幕通第100号, 空幕通第109号, 空幕通第163号, 空幕通	航空自衛隊の通信の保全に関する情報であり, これを公にすることにより, 自衛隊の通信の保全要領が推察され, 自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし, ひいては我が国の安全が害されるおそ

			第 2 2 0 号， 空幕通第 2 2 7 号，空幕通 第 2 5 6 号， 空幕通第 2 5 8 号，空幕通 第 2 7 7 号及 び空幕通第 2 8 6 号のそれ ぞれの件名	れがあることから，法 5 条 3 号に該当するた め不開示とした。
3 4		6 4 枚目， 6 6 枚目及 び 6 7 枚目	空幕情第 1 1 7 号，空幕情 第 1 0 6 7 号 及び空幕通第 1 4 0 1 号の 件名のそれぞ れ一部	他国に関する情報であ り，これを公にすること により，我が国と当 該他国との信頼関係が 損なわれるおそれがある ことから，法 5 条 3 号に該当するため不開 示とした。
3 5		6 4 枚目	空幕情第 3 0 2 号及び空幕 通第 4 8 3 号 の件名のそれ ぞれ一部	自衛隊の情報収集に関 する情報であり，これ を公にすることによ り，自衛隊の情報収集 の要領が推察され，自 衛隊の任務の効果的な 遂行に支障を及ぼし， ひいては我が国の安全 を害するおそれがある ことから，法 5 条 3 号 に該当するため不開示 とした。
3 6		7 9 枚目	空幕整第 8 4 8 号の件名	自衛隊の運用に関する 情報であり，これを公 にすることにより，サ ミットの警備状況が推 察され，自衛隊の任務 の効果的な遂行に支障 を及ぼし，ひいては我

				が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
37	文書11	46枚目及び66枚目	空幕防第144号の件名並びに空幕情第1192号の件名の一部	他国に関する情報であり、これを公にすることにより、他国との信頼関係が損なわれるおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
38		49枚目ないし54枚目	空幕通第17号、空幕通第35号、空幕通第66号、空幕通第69号、空幕通第155号、空幕通第197号、空幕通第200号、空幕通第205号、空幕通第214号、空幕通第238号、空幕通第242号及び空幕通第295号のそれぞれの件名並びに空幕通第201号の件名の一部	自衛隊の通信の保全に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の通信の保全要領が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
39		51枚目	空幕通第134号及び空幕通第141号の件名のそれ	自衛隊の通信システムに関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の通信要

			ぞれ一部	領等が推察され，自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし，ひいては我が国の安全が害されるおそれがあることから，法5条3号に該当するため不開示とした。
40		62枚目	空幕運第542号の件名の一部	自衛隊が支援する事業に関する情報であり，これを公にすることにより，外部から干渉等の影響を受ける等，当該事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから，法5条6号柱書きに該当するため不開示とした。
41		63枚目ないし65枚目	空幕情第212号，空幕情第521号，空幕情第676号及び空幕情第985号の件名のそれぞれ一部	自衛隊の情報収集に関する情報であり，これを公にすることにより，自衛隊の情報収集の要領が推察され，自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし，ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから，法5条3号に該当するため不開示とした。
42	文書12	29枚目及び30枚目	空幕通第72号，空幕通第108号及び空幕通第148号のそれぞれの件名	自衛隊の通信の保全に関する情報であり，これを公にすることにより，自衛隊の通信の保全要領が推察され，自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし，

				ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
43		35枚目	空幕情第240号の件名の一部	自衛隊の情報収集に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の情報収集の要領が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
44	文書13	25枚目ないし27枚目	空幕通第165号、空幕通第176号、空幕通第189号、空幕通第227号、空幕通第255号、空幕通第296号、空幕通第297号及び空幕通第307号のそれぞれの件名	自衛隊の通信の保全に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の通信の保全要領が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
45		42枚目	空幕察第117号の件名の一部	機体番号から各機体固有の損傷状況が判明し、航空自衛隊の運用要領が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひ

				いては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
46	文書14	28枚目及び29枚目	空幕通第12号、空幕通第67号及び空幕通第84号の件名並びに空幕通第25号の件名の一部	自衛隊の通信運用に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の通信要領が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
47		28枚目	空幕通第47号の件名	他国の装備品に関する情報であり、これを公にすることにより、関係国との信頼が損なわれ、関係国と相互の信頼に基づき保たれている正常な関係に支障を生じさせるおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
48		33枚目	空幕運第61号の件名	自衛隊の行動、運用及び教育・訓練に係る情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の運用要領、能力及び練度が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全

				を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
49		47枚目	空幕法第20号の件名	個人に関する情報であり、特定の個人を識別され、又は特定の個人を識別することはできないが、これを公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあることから、法5条1号に該当するため不開示とした。
50	文書15	23枚目及び24枚目	空幕防第93号及び空幕装体第53号のそれぞれの件名	他国に関する情報であり、これを公にすることにより、他国との信頼関係が損なわれるおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
51		25枚目ないし27枚目	空幕通第43号、空幕通第54号、空幕通第91号、空幕通第107号、空幕通第108号、空幕通第109号、空幕通第110号、空幕通第111号、空幕通第113号、空幕通第142号、空幕通	自衛隊の通信運用に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の通信要領が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。

			第159号， 空幕通第173号，空幕通第181号， 空幕通第183号，空幕通第188号， 空幕通第193号及び空幕通第194号のそれぞれの 件名	
52		30枚目	空幕運第183号の件名	自衛隊の行動，運用及び教育・訓練に係る情報であり，これを公にすることにより，自衛隊の運用要領，能力及び練度が推察され，自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし，ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから，法5条3号に該当するため不開示とした。
53		44枚目	空幕法第30号の件名	捜査に関する情報であり，これを公にすることにより，公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあることから，法5条4号に該当するため不開示とした。
54	文書16	26枚目	空幕防第147号の件名	自衛隊の運用に関する情報であり，これを公にすることにより，自衛隊の態勢が推察さ

				れ、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあるとともに、自衛隊の内部の検討に関する情報であり、これを公にすることにより、意思決定の中立性が損なわれるおそれがあることから、法5条3号及び5号に該当するため不開示とした。
55		28枚目ないし30枚目	空幕通第189号、空幕通第198号、空幕通第211号、空幕通第227号、空罹通第237号、空幕通第270号、空幕通第271号、空幕通第292号、空幕通第313号、空幕通第327号、空幕通第333号、空幕通第337号及び空幕通第343号のそれぞれの件名	自衛隊の通信運用に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の通信要領が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
56		34枚目	空幕情第187号の件名の一部	他国に関する情報であり、これを公にすることにより、他国との信

				<p>頼関係が損なわれるおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。</p>
57		46枚目	<p>空幕察第3号の件名の一部</p>	<p>機体番号から各機体固有の損傷状況が判明し、航空自衛隊の運用要領が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。</p>
58	文書17	51枚目ないし55枚目	<p>空幕通第48号、空幕通第70号、空幕通第99号、空幕通第100号、空幕通第109号、空幕通第163号、空幕通第220号、空幕通第227号、空幕通第256号、空幕通第258号、空幕通第277号及び空幕通第286号のそれぞれの件名</p>	<p>航空自衛隊の通信の保全に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の通信の保全要領が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全が害されるおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。</p>
59		64枚目、66枚目及び67枚目	<p>空幕情第117号、空幕情第1067号</p>	<p>他国に関する情報であり、これを公にすることにより、我が国と当</p>

			及び空幕通第1401号の件名のそれぞれ一部	該他国との信頼関係が損なわれるおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
60		64枚目	空幕情第302号及び空幕通第483号の件名のそれぞれ一部	自衛隊の情報収集に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の情報収集の要領が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
61		79枚目	空幕整第848号の件名	自衛隊の運用に関する情報であり、これを公にすることにより、サミットの警備状況が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
62	文書18	46枚目及び66枚目	空幕防第144号の件名並びに空幕情第1192号の件名の一部	他国に関する情報であり、これを公にすることにより、他国との信頼関係が損なわれるおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
63		49枚目ないし54枚	空幕通第17号、空幕通第	自衛隊の通信の保全に関する情報であり、こ

		目	35号, 空幕通第66号, 空幕通第69号, 空幕通第155号, 空幕通第197号, 空幕通第200号, 空幕通第205号, 空幕通第214号, 空幕通第238号, 空幕通第242号及び空幕通第295号のそれぞれの件名並びに空幕通第201号の件名の一部	これを公にすることにより, 自衛隊の通信の保全要領が推察され, 自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし, ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから, 法5条3号に該当するため不開示とした。
64		51枚目	空幕通第134号及び空幕通第141号の件名のそれぞれ一部	自衛隊の通信システムに関する情報であり, これを公にすることにより, 自衛隊の通信要領等が推察され, 自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし, ひいては我が国の安全が害されるおそれがあることから, 法5条3号に該当するため不開示とした。
65		62枚目	空幕運第542号の件名の一部	自衛隊が支援する事業に関する情報であり, これを公にすることにより, 外部から干渉等の影響を受ける等, 当

				該事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条6号柱書きに該当するため不開示とした。
66		63枚目ないし65枚目	空幕情第212号、空幕情第521号、空幕情第676号及び空幕情第985号の件名のそれぞれ一部	自衛隊の情報収集に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の情報収集の要領が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
67	文書19	29枚目及び30枚目	空幕通第72号、空幕通第108号及び空幕通第148号のそれぞれの件名	自衛隊の通信の保全に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の通信の保全要領が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
68		35枚目	空幕情第240号の件名の一部	自衛隊の情報収集に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の情報収集の要領が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全

				を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
69	文書20	25枚目ないし27枚目	空幕通第165号、空幕通第176号、空幕通第189号、空幕通第227号、空幕通第255号、空幕通第296号、空幕通第297号及び空幕通第307号のそれぞれの件名	自衛隊の通信の保全に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の通信の保全要領が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
70		42枚目	空幕察第117号の件名の一部	航空自衛隊の運用に関する情報であり、これを公にすることにより、航空自衛隊の運用要領が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
71	文書21	28枚目及び29枚目	空幕通第12号、空幕通第67号及び空幕通第84号の件名並びに空幕通第25号の件名の一	自衛隊の通信運用に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の通信要領が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいて

			部	は我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
72		28枚目	空幕通第47号の件名	他国の装備品に関する情報であり、これを公にすることにより、関係国との信頼が損なわれ、関係国と相互の信頼に基づき保たれている正常な関係に支障を生じさせるおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
73		33枚目	空幕運第61号の件名	自衛隊の行動、運用及び教育・訓練に係る情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の運用要領、能力及び練度が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
74		47枚目	空幕法第20号の件名	個人に関する情報であり、特定の個人を識別され、又は特定の個人を識別することはできないが、これを公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあることか

				ら、法5条1号に該当するため不開示とした。
75	文書22	23枚目及び24枚目	空幕防第93号及び空幕装体第53号のそれぞれの件名	他国に関する情報であり、これを公にすることにより、他国との信頼関係が損なわれるおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
76		25枚目ないし27枚目	空幕通第43号、空幕通第54号、空幕通第91号、空幕通第107号、空幕通第108号、空幕通第109号、空幕通第110号、空幕通第111号、空幕通第113号、空幕通第142号、空幕通第159号、空幕通第173号、空幕通第181号、空幕通第183号、空幕通第188号、空幕通第193号及び空幕通第194号のそれぞれの件名	自衛隊の通信運用に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の通信要領が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。

77		30枚目	空幕運第183号の件名	自衛隊の行動，運用及び教育・訓練に係る情報であり，これを公にすることにより，自衛隊の運用要領，能力及び練度が推察され，自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし，ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから，法5条3号に該当するため不開示とした。
78		44枚目	空幕法第30号の件名	捜査に関する情報であり，これを公にすることにより，公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあることから，法5条4号に該当するため不開示とした。
79	文書23	26枚目	空幕防第147号の件名	自衛隊の運用に関する情報であり，これを公にすることにより，自衛隊の態勢が推察され，自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし，ひいては我が国の安全を害するおそれがあるとともに，自衛隊の内部の検討に関する情報であり，これを公にすることにより，意思決定の中立性が損なわれるおそれがあることから，法5条3号及び5号に該当するた

				め不開示とした。
80		28枚目ないし30枚目	空幕通第189号, 空幕通第198号, 空幕通第211号, 空幕通第227号, 空幕通第237号, 空幕通第270号, 空幕通第271号, 空幕通第292号, 空幕通第313号, 空幕通第327号, 空幕通第333号, 空幕通第337号及び空幕通第343号のそれぞれの件名	自衛隊の通信運用に関する情報であり, これを公にすることにより, 自衛隊の通信要領が推察され, 自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし, ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから, 法5条3号に該当するため不開示とした。
81		34枚目	空幕情第187号の件名の一部	他国に関する情報であり, これを公にすることにより, 他国との信頼関係が損なわれるおそれがあることから, 法5条3号に該当するため不開示とした。
82		46枚目	空幕察第3号の件名の一部	機体番号から各機体固有の損傷状況が判明し, 航空自衛隊の運用要領が推察され, 自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし, ひいては我が国の安全を害するおそれがあるこ

				とから，法5条3号に該当するため不開示とした。
83	文書24	26枚目	空幕防第147号の件名	自衛隊の運用に関する情報であり，これを公にすることにより，自衛隊の態勢が推察され，自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし，ひいては我が国の安全を害するおそれがあるとともに，自衛隊の内部の検討に関する情報であり，これを公にすることにより，意思決定の中立性が損なわれるおそれがあることから，法5条3号及び5号に該当するため不開示とした。
84		28枚目ないし30枚目	空幕通第189号，空幕通第198号，空幕通第211号，空幕通第227号，空罹通第237号，空幕通第270号，空幕通第271号，空幕通第292号，空幕通第313号，空幕通第327号，空幕通第333号，空幕通	自衛隊の通信運用に関する情報であり，これを公にすることにより，自衛隊の通信要領が推察され，自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし，ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから，法5条3号に該当するため不開示とした。

			第 3 3 7 号及 び空幕通第 3 4 3 号のそれ ぞれの件名	
8 5		2 8 枚目	空幕通第 2 4 2 号の件名の 一部	
8 6		3 2 枚目	空幕運第 3 3 3 号，空幕運 第 3 8 4 号及 び空幕運第 3 9 3 号のそれ ぞれの件名	航空自衛隊が支援する 事業に関する情報であ り，これを公にすること により，外部から干 渉等の影響を受ける 等，当該事業の適正な 遂行に支障を及ぼすお それがあることから， 法 5 条 6 号柱書きに該 当するため不開示とし た。